

# 医師国保組合からのお知らせ

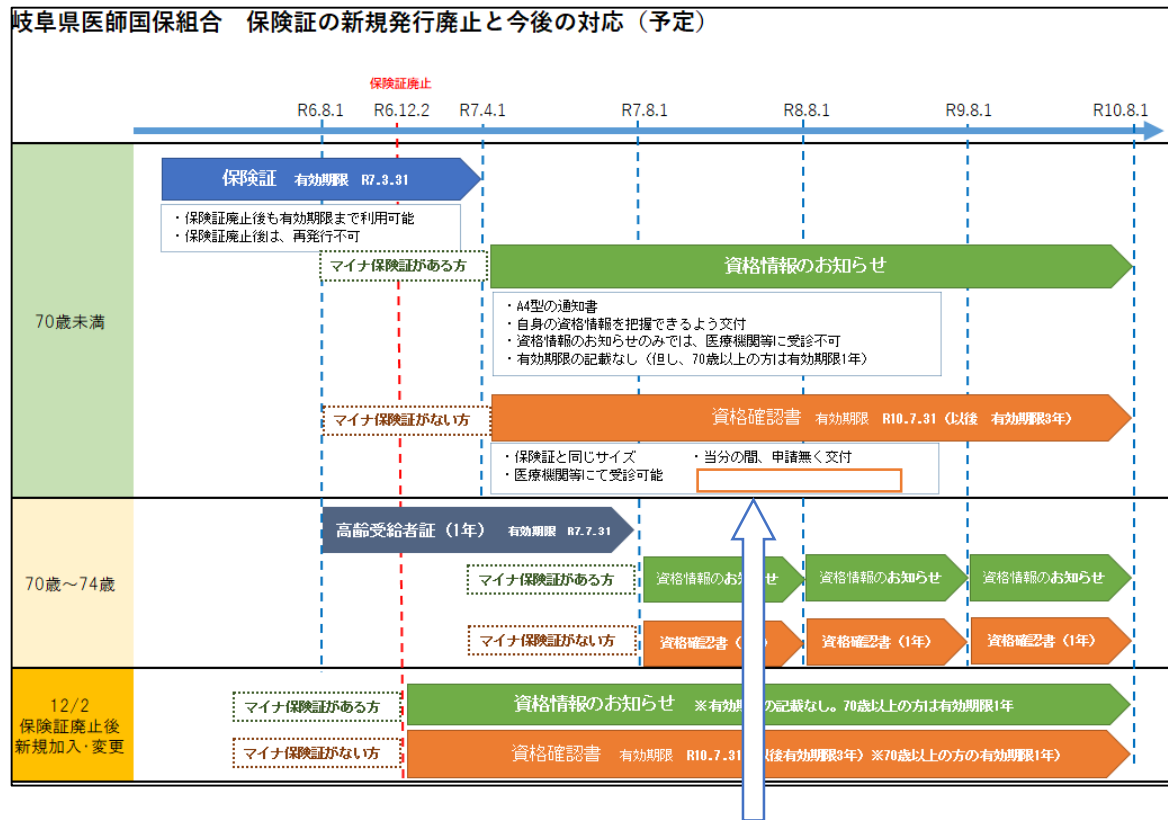
令和6年12月2日以降の健康保険証の取り扱いとマイナンバーカードの保険証利用につきまして、令和6年11月13日付でお知らせ文書とチラシを被保険者世帯に郵送いたしました。つきましては、ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、同封のチラシにつきまして、一部間違いがございましたので、お詫びして訂正いたします。訂正箇所は下記のとおりですので、よろしくお願いいたします。

## 修正部分

パンフレット 2 枚目

○保険証の新規発行廃止と今後の対応(予定)



ここに「・有効期限は1年間」と記載されておりましたが、正しくは上記のとおり70歳未満の方につきましては、原則有効期限は3年となります。